

(2) (仮称) 久留米市総合都市プラザ (9 番街区) 新築機械設備工事
【総合評価方式一般競争入札】

【事業概要】

(1) と同じ。

【工事概要】

- ◇ (仮称) 久留米市総合都市プラザの整備のうち、六角堂跡地 (9 番街区) に建設される、街なか広場、賑わい交流施設等の機械設備工事を行うもの。

【特記事項】

- ◇ 本案件は予定価格が 3 億円超のため、A ランクの工事となる。地場企業の育成を考慮し、市外業者と市内業者の 3 者 JV 発注とした。
- ◇ 久留米市の工事発注で初めて、総合評価方式の標準型を採用した。
- ◇ 本案件の応札者は 1 者であった。

抽出事案説明書（一般競争入札）

| | | |
|---------------------|---|--|
| 工事名 | (仮称)久留米市総合都市プラザ(9番街区)新築機械設備工事 | |
| 工事場所 | 久留米市六ツ門町 | |
| 工事概要 | <p>(仮称)久留米市総合都市プラザ(9番街区)の新築工事に伴う機械設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造：SRC造、RC造、S造の混構造地上5階地下1階建て ・建築面積：3398.16㎡ <p>機械設備工事 各一式</p> <p>(衛生設備) 衛生器具設備・給水設備・給湯設備・排水設備・閉鎖型スプリンクラー設備等 (空調設備) 空調機器設備・空調ダクト設備・空調配管設備・換気機器設備・換気ダクト設備等 (その他)</p> | |
| 予定価格 | 381,273,900円(税込) | |
| 入札参加資格 (工事発注表参照) | 入札方法 | 総合評価方式【標準型】条件付一般競争入札 |
| | 構成 | 3者JV(最小出資比率20%) |
| | 市内・市外 | その他の構成員：市内 |
| | 業種・希望順位 | 管工事 代表者： <u>1位希望又は2位希望</u> 構成員：1位希望 |
| | ランク | A1者・B2者 |
| | 建設業許可 | 特定建設業 |
| | 技術者 | 監理技術者・専任 |
| | その他 | 代表者の施工実績：平成10年4月1日以降に完成・引渡しが完了した、新築の延べ床面積1万㎡以上のRC造又はSRC造の管工事 |
| 入札参加業者数 | 1者 | |
| 入札参加資格者 | 代表者：30者、構成員：12者 | |
| 入札の経緯及び結果の説明 | 見積期間 | 30日 |
| | 落札決定 | 総合評価 |
| | <p>6月26日：公告</p> <p>7月25日：入札書の提出締切</p> <p>8月13日：開札</p> | |

平成25年6月26日 久留米市公告第111号 工事発注表

| | |
|------------------|--|
| 入札番号 | 13-4 【郵便入札案件】 |
| 工事の発注方式 | 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。 |
| 業種 | 管工事 |
| 工事名 | (仮称)久留米市総合都市プラザ(9番街区)新築機械設備工事 |
| 工事場所 | 六ツ門町 |
| 工期 | 630日 |
| 予定価格 | 381,273,900円(税込) 【入札書比較価格】 363,118,000円(税抜) |
| 最低制限価格 | 343,146,300円(税込) 【最低制限比較価格】 326,806,000円(税抜) |
| 開札日時及び場所 | 平成25年8月13日(火) 10時30分 総務部契約課(久留米市庁舎13階) |
| 入札保証金 | 免除 |
| 契約保証金 | 必要(契約締結時に請負金額の15%以上を付すこと。) |
| 契約条項を示す場所 | 総務部契約課(久留米市庁舎13階) |
| 支払条件 | <p>予算の年割額 各年度における予算の年割額は、概ね次の割合による。 平成25年度3%、平成26年度70%、平成27年度27%</p> |
| | <p>前金払 有り(各年度の年割額の40%以内。但し、上限3億円)</p> |
| | <p>中間前金払 有り(各年度の年割額の20%以内。但し、上限1億5千万円)</p> |
| | <p>部分払 2回(平成25年度及び平成26年度に各1回)但し、中間前払金の支払を受けた場合は、会計年度末を除いて部分払を請求することはできない。なお、部分払金額は、その出来高の9割を超えることができない。</p> |
| 議会の議決 | 必要 |
| 参加条件(共同企業体の構成条件) | <p>入札に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たした特定建設工事共同企業体とする。なお構成員は、同一入札案件で複数の特定建設工事共同企業体の構成員になれないものとする。</p> <p>(1) 共同企業体を構成する者の数は3者とする。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者の間(特定建設工事共同企業体の代表者と代表者以外の構成員間も含む)の関係が、以下のいずれの場合にも該当しないこと。(ただし、以下のいずれかの場合に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)</p> <p>ア 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>ウ ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>※親会社と子会社：会社法第2条第3号、第4号及び会社法施行規則第3条の規定による。 ※役員：①会社の代表権を有する取締役(代表取締役)②取締役(社外取締役・非常勤取締役を含む) ※管財人：会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>(3) 各構成員は、以下の工事の入札参加者でないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市街地再開発事業(仮称)久留米市総合都市プラザ(8番街区)新築工事」、「市街地再開発事業(仮称)久留米市総合都市プラザ(8番街区)新築電気設備工事」、「市街地再開発事業(仮称)久留米市総合都市プラザ(8番街区)新築舞台照明設備工事」、「市街地再開発事業(仮称)久留米市総合都市プラザ(8番街区)新築舞台機構設備工事」、「市街地再開発事業(仮称)久留米市総合都市プラザ(8番街区)新築舞台音響設備工事」 「(仮称)久留米市総合都市プラザ(9番街区)新築工事」、「(仮称)久留米市総合都市プラザ(9番街区)新築電気設備工事」 <p>(4) 各構成員は、次に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者に協力した建設コンサルタント等(以下「受託者等」という。)でないこと。また受託者等と資本若しくは人事面等において関連がある者でないこと。 なお、「資本若しくは人事面等において関連がある者」とは、①受託者等の発行済株式総数の50%を超える株式を有し、又はその出資総額の50%を超える出資をしている建設業者、②受託者等が発行済株式総数の50%を超える株式を有し、又はその出資総額の50%を超える出資をしている建設業者、③受託者等と建設業者が代表権を有する役員を兼ねている場合の当該建設業者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(有)香山壽夫建築研究所」、「(株)國武建築設計事務所」、「(株)DEN建築設計事務所」、「(有)北島建築研究所」、「(株)ナカヤマ・トシ設計」、「(株)構造計画研究所」、「(株)協和建築積算事務所」、「(株)環境エンジニアリング」、「(株)プランニングネットワーク」、「(株)オリエンタルコンサルタンツ」、「(有)空間創造研究所」、「(株)ヤマハ(株)PA事業部」、「(大旗)連合建築設計(株)」、「(西)日本技術開発(株)」、「(株)西日本測量設計」、「(株)セイコー」 <p>(5) 各構成員が、20%以上の出資比率であること。 なお、代表者の出資比率はその他の構成員を超えること。</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>(6) 特定建設工事共同企業体の存続期間</p> <p>① 当該工事の落札者となった場合 当該工事に係る請負契約履行後3ヵ月を経過した日まで</p> <p>② 当該工事の落札者とならなかった場合 当該工事に係る請負契約が締結された日まで</p> |
| 参加条件（構成員の条件） | <p>(1) 代表者（次に掲げる要件を全て満たしていること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札書の締切時点で、久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市競争入札参加者資格審査等要領（平成4年5月1日庁達第8号）第5条第1項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に記載されている者であること。なお、平成25年5月31日までに、久留米市競争入札参加者資格審査申請された者については、平成24年3月30日久留米市告示第126号第3条の別表第2備考第4項「新たに競争入札参加申請をした者は、申請後1年間は第1項及び第2項の規定により格付ける等級から1等級下位に格付けるものとする。」の規定は適用しない。 ・名簿に管工事を第一希望又は第二希望で登録されている者で、ランク基準がAランクであること。 ・建設業法（昭和24年法律第100号）により、管工事に係る特定建設業の許可を受けていて、名簿に当該許可を受けていることが記載されていること。 ・元請として、平成10年4月1日以降に完成・引渡し完了した、新築の延べ床面積1万㎡以上のRC造又はSRC造の管工事の実績（共同企業体による施工の場合は、代表構成員としての実績に限る。）を有すること。 ・上記の実績は、国、地方公共団体、独立行政法人等の発注工事で、一般財団法人日本建設情報総合センターが運営するコリンズに登録されているものに限る。 ・この工事に関して、入札書の締切時点で3ヶ月以上の直接的雇用関係にある技術者（代表者（社長等）及び営業所専任技術者を除く。）を建設業法に従い監理技術者として専任で配置できること。 ・この工事に関して、入札書の締切時点で3ヶ月以上の直接的雇用関係にある現場代理人を常駐で配置できること。 <p>(2) その他の構成員（次に掲げる要件を全て満たしていること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札書の締切時点で、久留米市内に主たる営業所を有し、名簿に記載されている者であること。なお、平成25年5月31日までに、久留米市競争入札参加者資格審査申請された者については、平成24年3月30日久留米市告示第126号第3条の別表第2備考第4項の規定は適用しない。 ・名簿に管工事を第一希望で登録されている者で、ランク基準がBランクであること。 ・建設業法により、管工事に係る特定建設業の許可を受けていて、名簿に特定建設業の許可を受けていることが記載されていること。 ・この工事に関して、入札書の締切時点で3ヶ月以上の直接的雇用関係にある技術者（代表者（社長等）及び営業所専任技術者を除く。）を建設業法に従い監理技術者として専任で配置できること。 |
| 入札参加必要書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札金額積算内訳書（第12号様式） ・同種工事实績調査書（第5号様式の1） ・資本関係・人的関係調査書（第6号様式の1及び第6号様式の2） ・登記事項証明書又は登記簿謄本（入札書締切日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る） ・技術資料（総評都第1号様式～総評都第5号様式）及び添付資料（「2. 技術資料の作成等」を参照） <ul style="list-style-type: none"> ※ 代表者 総評都第1号様式、総評都第2号及び総評都第5号様式 ※ その他の構成員 総評都第3号様式及び総評都第4号様式 ・代表者については、入札書締切日時点で有効な「経営規模等評価結果通知書（総合評価値通知書）」を添付すること。 ・代表者でISO 14001の認証登録が無く、エコアクション21の認証登録を受けている者はエコアクション21の認証登録証の写しを添付すること。 ・特定建設工事共同企業体協定書（第2号様式） <ul style="list-style-type: none"> ※ 必要事項を記入・押印し、袋綴じのうえ4部提出すること。 ・特定建設工事共同企業体構成員間用の委任状 |
| 入札方法 | <p>(1) 入札参加を希望する場合は、入札書及び入札金額積算内訳書を、<u>長形3号サイズ</u>の封筒に封入すること。</p> <p>(2) (1)の封筒及びその他の上記入札参加必要書類を、<u>角形2号サイズ</u>の封筒に封入し、一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。</p> <p>締切日時：平成25年7月25日（木）24時00分（必着）</p> <p>指定場所：〒830-8799 久留米郵便局留 久留米市役所総務部契約課</p> <p>(3) (1)及び(2)いずれの封筒にも、表面に入札番号、工事名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。</p> |
| 設計図書等の配布方法 | 「市ホームページ>電子入札システムポータル>入札情報公開システム」より配布 |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>1. 総合評価に関する事項等</p> | <p>(1) 総合評価の方法 入札に参加しようとする者は、「2. 技術資料の作成等」に掲げる技術資料等を提出することとし、提出された技術資料等に基づき、(3)により評価値を算出し評価する。</p> <p>(2) 評価項目及び評価基準 ① 代表者の評価項目及び評価基準は、「(別表1) 平成25年度 久留米市 総合評価方式 評価項目、評価基準及び配点一覧表【標準型】(代表者用)」(以下「別表1」という。)によるものとする。 ② その他の構成員の評価項目及び評価基準は、「(別表2) 平成25年度 久留米市 総合評価方式 評価項目、評価基準及び配点一覧表【標準型】(構成員用)」(以下「別表2」という。)によるものとする。</p> <p>(3) 評価値の算出方法 ① 評価値は、次の算出方法により算出する。 ア 評価値＝技術評価点／入札価格×(定数1,000,000) イ 技術評価点＝標準点＋加算点 なお、入札価格の単位は円とする。 また、評価値は小数点第8位まで表示する。(小数点第9位を四捨五入) ②技術評価点 競争入札参加資格を満たす全共同企業体に標準点(100点)を与え、さらに40点の範囲で共同企業体加算点を加える。 ③ 共同企業体加算点の算出方法 代表者が作成した『技術提案』の評価点に代表者、その他の構成員それぞれの『企業の施工能力』・『配置予定技術者』の評価点を合計した値の平均値を加えた点数を共同企業体加算点とする。</p> <p>(4) 落札者の決定方法 ① 入札参加者の技術資料による評価項目を評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点が同点であるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。 ② 落札候補者が競争入札参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、当該競争入札参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な価格をもって申込みをした者のうち評価値の最も高い者であって、かつ、競争入札参加資格を有する者を落札者として決定するものとする。 ③ 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して4日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日は含まない。)以内に行うものとする。ただし、評価値の最も高い者が競争入札参加資格を満たしていない場合は、この限りでない。</p> |
| <p>2. 技術資料の作成等</p> | <p>(1) 入札の参加希望者は、技術資料 総評都第1号様式～総評都第5号様式(代表者は総評都第1号様式、総評都第2号様式及び総評都第5号様式。その他の構成員は総評都第3号様式及び総評都第4号様式)を作成すること。</p> <p>(2) 提出する技術資料等は、次のとおりである。 ① 施工上配慮すべき事項に係わる技術提案(総評都第1号様式) ② 配置予定技術者の資格・成績評定調書【代表者】(総評都第2号様式) ③ 過去5年間の同種・類似工事の施工実績【構成員】(総評都第3号様式) ④ 配置予定技術者の資格・成績評定調書【構成員】(総評都第4号様式) ⑤ 提出資料チェックリスト(総評都第5号様式)</p> <p>(3) 総評都第1号様式の「施工上配慮すべき事項に係わる技術提案」については、具体的なテーマに記載している課題に対する技術提案を求めるものとする。(代表者が当該共同企業体の代表として作成すること。)</p> <p>(4) 提出部数は代表者及びその他の構成員それぞれ1部とする。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は返却しない。</p> |
| <p>3. 評価の担保</p> | <p>落札者決定に反映された技術資料の内容を履行確保するための措置等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 落札決定に反映された技術資料に虚偽の記載があった場合は、指名停止を行うことがある。</p> <p>(2) 技術提案がされた部分において、工事の仕様を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 4. 配置予定技術者について | <p>(1) 記載された配置予定技術者の変更はできない。</p> <p>(2) やむを得ない場合（死亡・長期入院・退職）については、同等以上の資格及び工事成績評定点を有する技術者を別に配置すること。</p> <p>(3) (2)で示した要件を満たす技術者が配置できない場合は、契約を解除し、指名停止を行うことがある。</p> |
| 入札の無効 | <p>(1) 入札書締切時点における名簿の登載内容（商号、代表者、受任者、住所、技術者等）が正しくない場合。</p> <p>(2) 入札参加必要書類が不足又は期限までに提出がない場合。総評都第1号様式（「施工上配慮すべき事項に係わる技術提案」）で求める8テーマのうち1テーマでも未記入（技術提案内容を空白）のまま提出した場合。</p> <p>(3) 予定価格超過又は最低制限価格未満の価格での入札</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第12条第1項各号のいずれかに該当する場合。</p> <p>(5) 「市街地再開発事業（仮称）久留米市総合都市プラザ（8番街区）新築機械設備工事」の落札者。</p> |
| 質問書受付期間及び受付場所 | <p>受付期間：公告日から平成25年7月4日（木）17時15分まで</p> <p>受付方法：質問書に記入の上、電子メールにより提出すること。なお電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。</p> <p>問合せ先：総務部契約課（E-mail：keiyaku@city.kurume.fukuoka.jp、電話：0942-30-9171）</p> |
| 質問に対する回答 | <p>質問書に記載された担当者宛に、平成25年7月11日（木）までに電子メールにより回答するとともに、必要に応じて市ホームページに掲載する。</p> |
| 開札の立会い | <p>開札の立会人は、開札日の前日までに決定し連絡をするので、選ばれた場合は開札時間までに開札場所に来ること。</p> |

参考規程（久留米市）

○公告等

- ・ 久留米市競争入札参加資格について（平成24年3月30日久留米市告示第126号）
- ・ 平成25年度、久留米市が発注する建設工事並びに測量、土木設計、建築設計、設備設計、地質調査及び補償コンサルタント等の業務委託の条件付き一般競争入札を施行する際の必要な事項等について（平成25年4月1日）
- ・ 平成25年度、久留米市が発注する（仮称）久留米市総合都市プラザ関連工事の条件付き一般競争入札を施行する際の入札参加資格等について（平成25年4月22日久留米市告示第64号）
- ・ 平成25年度、久留米市が発注する建設工事等の条件付き一般競争入札を施行する際の入札参加資格等について（平成25年5月22日久留米市告示第83号）
- ・ 平成25年度に久留米市が発注する（仮称）久留米市総合都市プラザ関連工事に関する競争入札参加資格について（平成25年5月29日久留米市告示第363号）

○規則・要領等

- ・ 久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）
- ・ 公共工事費の前金払の限度額の特例及び中間前金払の限度額について
- ・ 公共工事費の前金払の取扱いについて
- ・ 久留米市建設工事中間前金払取扱要領

別表1

平成25年度 久留米市 総合評価方式 評価項目、評価基準及び配点一覧表
(仮称)久留米市総合都市プラザ(9番街区)新築機械設備工事

【標準型】

【代表者】

| 分類 | 評価項目 | 評価基準 | 配点 | | | | |
|-------|------------------------------|--|--|--------------------------------|---|------|------|
| | | | 評価内容 | 評価点数 | 各項目 点数 | 大項目 | |
| 評価項目 | 技術提案 | 発注者が指定した施工上の課題への対応の 的確度 | 特定の課題に対して現場条件を踏まえた有 効な提案がなされているか | 20.0 ～ 0.0 | 20.0 | 20.0 | |
| | 企業の 施工能力 | 完成工事高 | 経営規模等評価結果通知書に掲載される完 成工事高の評点(X1) 工事の種類は、管とする。 | 2300点以上 | 5.0 | 5.0 | 16.0 |
| | | | | 2200点以上2300点未満 | 4.0 | | |
| | | | | 2100点以上2200点未満 | 3.0 | | |
| | | | | 2000点以上2100点未満 | 2.0 | | |
| | | | | 1900点以上2000点未満 | 1.0 | | |
| | | | | 1900点未満 | 0.0 | | |
| | | 元請完成工事高及び技術職員 員数 | 経営規模等評価結果通知書に掲載される元 請完成工事高及び技術職員数の評点(Z) 工事の種類は、管とする。 | 2200点以上 | 6.0 | 6.0 | |
| | | | | 2100点以上2200点未満 | 5.0 | | |
| | | | | 2000点以上2100点未満 | 4.0 | | |
| | | | | 1900点以上2000点未満 | 3.0 | | |
| | | | | 1800点以上1900点未満 | 2.0 | | |
| | | | | 1700点以上1800点未満 | 1.0 | | |
| | | | | 1700点未満 | 0.0 | | |
| | | 経営状況 | 経営規模等評価結果通知書に掲載される経 営状況の評点(Y) | 1400点以上 | 3.0 | 3.0 | |
| | | | | 1300点以上1400点未満 | 2.0 | | |
| | 1200点以上1300点未満 | | | 1.0 | | | |
| | 1200点未満 | | | 0.0 | | | |
| | 品質管理・環境マネジメントシ ステムの取り組み状況 | ①ISO9001 ②ISO14001(またはエコアクション21) ①、②の認証の取得状況 | 両方とも取得済み | 1.0 | 1.0 | | |
| | | | どちらか片方取得済み | 0.5 | | | |
| | | | 未取得 | 0.0 | | | |
| | 指名停止措置 | 平成22年度から25年度の久留米市指名停 止等措置要綱に基づく措置の有無 | 受けたことがない | 1.0 | 1.0 | | |
| | | | 受けたことがある | 0.0 | | | |
| | 配置予定 技術者 | 施工実績 | 配置技術者の同種・類似工事施工実績 | ①主任技術者(監 理技術者)として 従事した場合 | ②1級の国家資 格を保有する現 場代理人として従 事した場合 | 2.0 | 4.0 |
| 実績あり | | | | 2.0 | 1.0 | | |
| 実績なし | | | | 0.0 | 0.0 | | |
| 資格の有無 | | 入札締切日において配置予定技術者が保 有する資格 | 1級の国家資格を保有する技術者 | 2.0 | | 2.0 | |
| | | | 2級の国家資格を保有する技術者 | 1.0 | | | |
| | 上記以外 | | 0.0 | | | | |
| 加算点満点 | 40.0 | | | | | | |

※配置予定技術者は最大2名までを評価の対象とし、2名を配置予定技術者とした場合の評価点は、配置予定技術者の施工実績と資格の有無の評定点合計が低い方で評価する。

別表2

平成25年度 久留米市 総合評価方式 評価項目、評価基準及び配点一覧表

【標準型】

【構成員】

| 分類 | 評価項目 | 評価基準 | 配点 | | | |
|------------------------------|--|--|--------------------|------------------------------------|---|------|
| | | | 評価内容 | 評価点数 | 各項目 点数 | 大項目 |
| 企業の 施工能力 | 同種・類似工事の施工実績 | 平成20年度から24年度の同種・類似工事の 施工実績 (平成25年3月31日までに完了した工事) (JVの場合、出資比率が20%以上ある工事) | 本市工事で実績あり | 2.0 | 2.0 | 15.0 |
| | | | 本市以外の公共発注機関の実績あり | 1.0 | | |
| | | | その他の実績 | 0.0 | | |
| | 工事成績評定 | 本市発注工事の平成20年度から24年度の工 事成績評定の平均点 ※予定価格1000万円以上の工事(解体工 事を除く) | 85点以上 | 3.0 | 3.0 | |
| | | | 82.5点以上85点未満 | 2.5 | | |
| | | | 80点以上82.5点未満 | 2.0 | | |
| | | | 77.5点以上80点未満 | 1.5 | | |
| | | | 75点以上77.5点未満 | 1.0 | | |
| | | | 72.5点以上75点未満 | 0.5 | | |
| | | | 72.5点未満(工事成績無し) | 0.0 | | |
| | 技術者の雇用数 | 1級の国家資格を保有する技術者の数 | 10人以上 | 2.0 | 2.0 | |
| | | | 7人～9人 | 1.5 | | |
| | | | 4人～6人 | 1.0 | | |
| | | | 1人～3人 | 0.5 | | |
| | | | 0人 | 0.0 | | |
| | 手持ち工事量比率 (今年度の受注額) | 手持ち工事量比率＝今年度受注額÷平成 22年度から24年度のうち最大受注年度の受 注額 ※受注額は税抜き額 | 手持ち工事量比率<0.25 | 4.0 | 4.0 | |
| | | | 0.25≤手持ち工事量比率<0.50 | 3.0 | | |
| | | | 0.50≤手持ち工事量比率<0.75 | 2.0 | | |
| | | | 0.75≤手持ち工事量比率<1.0 | 1.0 | | |
| 1.0≤手持ち工事量比率 | | | 0.0 | | | |
| 優良業者表彰の有無 | 平成19年度から23年度施工工事において本 市の優良工事施工業者表彰の有無 | 表彰の実績あり | 0.5 | 0.5 | | |
| | | 表彰の実績なし | 0.0 | | | |
| 防災協定の有無 | 本市との「災害時の応急対策に関する基本 協定書」締結の有無 | 締結あり | 0.5 | 0.5 | | |
| | | 締結なし | 0.0 | | | |
| 品質管理・環境マネジメントシ ステムの取り組み状況 | ①ISO9001 ②ISO14001(またはエコアクション21) ①、②の認証の取得状況 | 両方とも取得済み | 1.0 | 1.0 | | |
| | | どちらか片方を取得済み | 0.5 | | | |
| | | 未取得 | 0.0 | | | |
| 障害者の雇用 | 障害者雇用の有無 | あり | 0.5 | 0.5 | | |
| | | なし | 0.0 | | | |
| 子育て支援・男女共同参画推 進 | 福岡県「子育て応援宣言」登録の有無 | 登録あり | 0.5 | 0.5 | | |
| | | 登録なし | 0.0 | | | |
| 指名停止措置 | 平成22年度から25年度の久留米市指名停 止等措置要綱に基づく措置の有無 | 受けたことがない | 1.0 | 1.0 | | |
| | | 受けたことがある | 0.0 | | | |
| 配置予定 技術者 | 工事成績評定 | ①主任技術者(監理技術者)として従事した 者を配置予定技術者とする場合は、本市発 注工事において平成20年度から24年度に獲 得した工事成績評定点の最高点 ②1級の国家資格を保有する現場代理人と して従事した者を配置予定技術者とする場 合は、本市発注工事において平成23年度、 24年度に獲得した工事成績評定点の最高点 ※予定価格1000万円以上の工事 | | ①主任技術者 (監理技術者) として従事した 場合 | ②1級の国家 資格を保有す る現場代理人 として従事した 場合 | 3.0 |
| | | | 85点以上 | 3.0 | 2.5 | |
| | | | 82.5点以上85点未満 | 2.5 | 2.0 | |
| | | | 80点以上82.5点未満 | 2.0 | 1.5 | |
| | | | 77.5点以上80点未満 | 1.5 | 1.0 | |
| | | | 75点以上77.5点未満 | 1.0 | 0.5 | |
| | | | 72.5点以上75点未満 | 0.5 | 0.0 | |
| | 72.5点未満(工事成績無し) | 0.0 | 0.0 | | | |
| | 資格の有無 | 入札締切日において配置予定技術者が保 有する資格 | 1級の国家資格を保有する技術者 | 2.0 | 2.0 | |
| 2級の国家資格を保有する技術者 | | | 1.0 | | | |
| 上記以外 | | | 0.0 | | | |
| 加算点満点 | 20.0 | | | | | |

※配置予定技術者は最大2名までを評価の対象とし、2名を配置予定技術者とした場合の評価点は、工事成績評定と資格の有無の評定点合計が低い方で評価する。

入札・見積結果等公表簿

| 予定価格 (消費税(相当額)抜き) | ¥363,118,000 | 最低制限価格 (消費税(相当額)抜き) | ¥326,806,000 | | | |
|----------------------------|-------------------------------|------------------------|---|-----------|------------|----|
| 起工番号 | 第 市009 号 | 工 種 | 管工事 | | | |
| 工事名 | (仮称)久留米市総合都市プラザ(9番街区)新築機械設備工事 | | | | | |
| 工事場所 | 六ツ門町 | 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から起算して 630日間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日迄 | | | |
| 入札日時 | 平成25年 8月13日 10時30分 | | 入札場所 | 総務部契約課入札室 | | |
| 現場説明 日 時 | 平成 年 月 日 時 分 | 無し | | | | |
| 技術審査 委員会 (落札決定 日) | 平成25年8月13日 | | | | | |
| 落札または 決定業者 | 菱和・三陽・吉川 特定建設工事 共同企業体 | 契約金額 | ¥381,150,000 | | | |
| 備 考 | 評価値＝技術評価点／入札価格×定数(1,000,000) | | | | | |
| 番号 | 商号又は名称 | 立会人 | 入札価格 | 技術評価点 | 評価値 | 備考 |
| 1 | 菱和・三陽・吉川 特定建設工事 共同企業体 | ○ | 363,000,000 | 121.50 | 0.33471074 | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |

上記金額に100分の5に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。